
令和8年度

町長施政方針

.....

令和8年3月

厚 真 町

(はじめに)

令和8年第1回厚真町議会定例会の開会にあたり、新年度の町政運営に臨む所信を申し上げます。

町民の皆さま、町議会議員の皆さまには、日頃より町政全般にわたり深いご理解とご協力を賜り、また、日頃のご精励に対し、心から感謝申し上げます。

さて、我が国の経済情勢を取り巻く環境は、賃上げの動きが広がりつつあり、実質所得の改善に向けた期待が高まる中で、デマンドプル型インフレ、いわゆる緩やかな内需主導の回復局面が期待される一方、コストプッシュ型インフレによる生活者にとって厳しい物価高騰局面にあります。さらには、日中関係をはじめ、資源国と超大国との貿易摩擦が顕在化し、国際秩序の不安定化がその深刻さを増しています。

こうした中、国においては、物価高騰対策や重点支援地方交付金を活用した生活者支援をはじめ、危機管理分野や成長分野への投資を柱とする経済対策が講じられてきました。しかしながら、現段階では、いわばカンフル剤的な効果にとどまっているのが実情であります。総選挙後の政権運営の行方や政策展開を通じて、豊かで強い経済の復活と、安全で安心な日本の再生を図るため、不安を希望に変える責任ある積極財政を基軸とした新年度国家予算の早期編成が待たれるところです。

地方自治体においても、こうした国の動きを的確に捉え、単に支援を受ける立場にとどまるのではなく、地域の特性や強みを生かしながら、官民連携による取組や将来を見据えた投資について、機を逸することなく実行し、地域の発展へと結び付けていく覚悟が、これまで以上に重要となってまいります。

本町においては、道央ベルト地帯への高度情報技術の集積や、苫東エリアにおけるサプライチェーンの形成、さらには食料安全保障やエネルギー安全保障の担い手としての期待が身近に感じられる地政学的優位性を有しており、こうした社会経済情勢を、町民の暮らしと安全・安心に着実につなげていく絶好の機会であると捉えています。知恵と工夫、先達から受け継いだ輝きを

生かし、成長の可能性を自ら広げていくため、今こそ積極的に挑戦していく必要があると考えています。

また、令和8年度は、本町にとって新たな総合計画がスタートする節目の年でもあります。従来の延長線上にとどまらない、新しい未来を見据えた政策展開が求められています。新総合計画に掲げる将来像の実現に向けて、分野横断的な視点を持ちながら、地域資源や人材、官民連携の力を最大限に生かし、厚真町が持つポテンシャルをさらに高めていく町政運営に全力で取り組んでまいります。

引き続き、町民の皆さまとの対話を大切にしながら、「ともに育ち、ともに挑む」町政運営を基本に、持続性を確保し、可能性に富む誇りある厚真町の実現に向けて、着実に歩みを進めてまいります。

平成30年北海道胆振東部地震災害からの復旧・復興について

(復旧・復興事業の推進)

本町では、北海道胆振東部地震による発災から8年目を迎えています。これまで、災害復旧の取組を力強く、着実に進めてまいりましたが、現在は、復旧から復興のフェーズへと軸足を移しつつあります。

震災により本町に大きな爪痕を残した土砂災害や農林業被害等に関する大規模な災害復旧事業につきましては、一定規模の治山事業を除き、すべて完了しております。一方で、被災森林の再生や被災された方々の心のケアなど、なお長期間を要する課題も多く残されており、今後も引き続き、丁寧かつ継続的に取り組んでまいります。

町が事業主体となって進めてきた宅地耐震化推進事業につきましては、新町パークタウン地区が令和7年度中に完了し、ルーラルビレッジ地区については、令和9年度の完了を目標として、引き続き当該計画を推進してまいります。

さらに、新たな大規模災害発生時における孤立集落の発生を回避するため

の対策として、厚真川左岸における町道整備による道路の複線化を進めており、あわせて、減災対策の一環として、ハビウ川をはじめとする町管理河川において、河川断面や線形の改修、除木などの取組を継続して実施してまいります。

森林再生につきましては、令和8年度までを集中取組期間と位置付けており、「胆振東部地震森林再生実施計画」に基づき、これまでの取組を継続してまいります。また、その後を見据え、地形的難易度や天然更新による効果も考慮しながら、緑化や森林再生に関する多様な手法について、関係機関と連携し、挑戦してまいります。

また、復旧が遅れていた百年記念公園につきましては、今年度、基本設計に着手し、民間事業者の協力も得ながら、今後の復旧に向けた全体像、いわゆる復旧の「絵姿」を段階的に明らかにしてまいります。

以上が、災害復旧・復興関連の主な取組であります。以降は、分野別に主な施策や新規の取組を中心に説明させていただきます。

令和8年度分野別行政施策について

人が輝くあつまを目指して

(子ども・子育て支援の充実)

子ども・子育て支援の充実について申し上げます。

国が示す「こども未来戦略」等に基づき講じられる関連施策につきましては、本町の実情を踏まえながら、必要なものについて柔軟に対応してまいります。その上で、良質な教育・保育の安定的な提供に加え、「こども誰でも通園制度」の本格的な実施や産後ケア事業の拡充とともに、地域子ども・子育て支援事業を中心とした施策を総合的に展開してまいります。

また、厚真町ならではの「こども家庭センター」の設置に向け、引き続き

利用者支援事業に必要な体制整備を進めるとともに、子育て世帯に対し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を提供してまいります。

こども園につきましては、「こどもの育つ力を伸ばす」教育・保育の実現を基本に、保育人材の育成や各園の特色を生かした取組を推進し、教育・保育のより魅力的な将来像を検討してまいります。あわせて、両園の安全・安心な環境づくりにも最優先で取り組んでまいります。

(生涯学習の充実)

次に、生涯学習の充実について申し上げます。

学校教育につきましては、第2期G I G Aスクール構想を着実に推進するとともに、不登校対策をはじめとした多様な学びを支える教育環境の充実に取り組んでまいります。

また、学校施設整備につきましては、バリアフリー改修工事等を継続し、児童生徒にとって安全で快適な教育環境の実現を目指すとともに、災害時においても安心して避難できる防災機能の強化に努めてまいります。

社会教育では、青少年センターの解体に伴い、しばらくの間ではありますが、図書機能をはじめ町民の学びの機会が損なわれないよう代替機能の確保に努めるとともに、令和10年の文化交流施設の開設・運営に向けた準備を着実に進めてまいります。

あわせて、文化財ガイドなど社会教育分野における人材育成を進め、地域の歴史や文化を将来にわたって継承する体制づくりに取り組んでまいります。

中学校部活動の地域移行につきましては、関係団体と連携しながら、持続可能な体制整備を進めてまいります。

(まちづくり人材の育成)

次に、まちづくり人材の育成について申し上げます。

本町が将来にわたり持続的に発展していくためには、地域課題を自らの課題として捉え、仲間と協働しながら解決に向けて行動できる「人」の力が何より重要であります。

人口減少や産業構造の変化が進む中であっても、本町には、挑戦を受け入れ、学び合い、支え合う風土が育まれてきました。今年度は、町民一人ひとりの挑戦が地域の力として循環していく仕組みを一層強化し、次代を担う人材が町内で育ち、活躍し続けられる環境づくりを進めてまいります。

昨年度で 10 年目を迎えた「ローカル・ベンチャースクール」は、町内外の多様な人材が出会い、地域資源を生かした新たな価値を創出する実践の場として、これまで数多くの挑戦と新たな事業を生み出してまいりました。今後は、この 10 年間の成果を土台として、次の挑戦者を呼び込む「循環」をさらに深化させ、厚真町ならではの次世代人材育成モデルの確立を目指してまいります。

また、地域の担い手を育てていくためには、町内での人材育成に加え、町外からの多様な知見や経験を地域に取り込み、まちの力として根付かせていく視点も重要であります。引き続き、国が推進する地域おこし協力隊や地域活性化起業人の制度を積極的に活用し、地域課題の解決と産業・コミュニティの活性化を進めてまいります。

さらに、持続可能なまちづくりを進める上では、女性が活躍し続けられる環境づくりも重要なテーマであります。今年度は、女性の就業・起業・地域活動への参画を後押しするため、学び直しやスキル獲得の機会の充実、起業や副業等の挑戦を支える相談体制の整備、ネットワーク形成の支援などを通じて、ライフステージに応じた多様な働き方・関わり方を選択できる環境づくりに取り組んでまいります。

健やかで安心なあつまを目指して

(高齢者福祉・介護、障がい者福祉の充実)

町内外の福祉関係団体と連携し、年齢や障がいの有無にかかわらず、相談支援、見守り、地域づくりを一体的に行う重層的支援体制整備事業を、引き続き推進してまいります。

高齢者の身近な困りごとの解決を図り、地域全体で自立した生活を支えて

いく体制を構築するため、令和8年度から、厚真町社会福祉協議会が中心となって進める、多様な主体が連携して生活支援を提供するプラットフォームの構築を積極的に支援してまいります。高齢者の在宅生活支援につきましては、町民ニーズを踏まえてきめ細かな見直しを行っており、先進機器の貸与、補聴器購入支援、介護タクシー利用の拡大など、様々な取組を、ICT技術や多様な主体の協力を取り入れながら進めてまいります。

さらに、これまで高齢者のフレイル予防や改善を目的として実施してきた高齢者向け交通モード利用支援を発展的に見直し、入浴などの外出機会の創出にもつなげる新たな取組として、「お出かけパス事業」を創設いたします。本事業では、「お出かけパス」を活用し、路線バス、タクシー、デマンド交通、介護タクシーなど町内の多様な交通手段を柔軟に利用できる仕組みとすることで、利用者にとって使いやすく自由度の高い外出支援を行い、健康増進や生活満足度の向上を図ってまいります。

介護分野では、令和8年4月1日から、現厚南老人デイサービスセンターを小規模多機能ホーム「かみあつま」として再編し、「通い」「訪問」「宿泊」を柔軟に組み合わせたサービスの提供を行ってまいります。併設する共生型放課後等デイサービスセンターにつきましては、引き続き運営してまいります。再編に当たりましては、地域包括支援センターや関係機関と連携し、利用者やご家族、地域への丁寧な説明を行うなど、混乱が生じることのないよう十分に配慮してまいります。

また、厚真町高齢者保健福祉計画・厚真町介護保険事業計画A9プラン（令和6年度から令和8年度まで）が最終年度を迎えることから、これまでの取組を検証し、令和8年度に策定する次期計画への的確に反映してまいります。

障がい者福祉につきましては、障がい者基幹相談支援センターや東胆振圏域地域生活支援拠点センターなど、相談支援を担う関係機関との連携を一層強化し、支援体制の充実と必要なサービスの確保に努めてまいります。あわせて、第7期厚真町障がい福祉計画及び第3期厚真町障がい児福祉計画（令和6年度から令和8年度まで）の検証を行い、令和8年度に策定する次期計画に適切に反映してまいります。

(保健・医療の充実)

次に、保健・医療の充実について申し上げます。

胆振東部地震の発災以降、被災体験に起因する心的外傷後ストレス障害、いわゆるPTSDなど、心のケアを必要とする方や、支援が必要でありながら表面化していないケースに対し、町の専門職による個別支援を中心に、継続的に取り組んでまいりました。

新年度からは、こうした取組を一層発展させ、地域全体で支え合う仕組みを構築するため、「メンタルヘルスサポートネットワーク」を設置し、関係者が連携しながら、見守りをはじめとする支援を行うとともに、支援に携わる方々同士が支え合える体制の構築に取り組んでまいります。

また、がん検診の受診率向上を図るため、苫小牧市内の医療機関において、胃カメラによる胃がん検診を受診できる体制を整備し、町民の健康管理の充実に努めてまいります。

さらに、予防接種法の一部改正により、妊婦を対象としたRSウイルスワクチンの追加など、定期接種化されるワクチンが増えていることから、対象となる方が混乱なく接種を受けられるよう、適切な情報提供を行うとともに、関係医療機関と連携し、円滑な実施体制の構築に努めてまいります。

(国民健康保険事業)

次に、国民健康保険事業について申し上げます。

国においては、少子化対策の財源として「子ども・子育て支援金制度」を新たに創設し、医療保険料と併せて賦課徴収することとなりました。国民健康保険においても、令和8年度から当該支援納付金の拠出が新たに求められることとなります。本町といたしましても、制度の趣旨を踏まえた適切な対応に努めてまいります。

あわせて、引き続き町民の健康増進や生活習慣病の予防、医療費の適正化に取り組み、国民健康保険制度が将来にわたり安定的に運営されるよう努めてまいりますので、特定健康診査や定期的ながん検診の受診について、町民

の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

みのり豊かなあつまを目指して

(農業農村の振興)

次に、農業農村の振興について申し上げます。

本町農業の持続的発展に向け、「第8次厚真町農業振興計画」(令和4年度～令和8年度)及びその増補版に基づき、担い手の育成、生産基盤の強化、地域資源の循環を柱とした施策を進めてまいりました。水田農業を基幹とする本町においては、水田活用直接支払交付金の見直しをはじめとする国の制度転換が経営に与える影響が大きいことから、引き続き、国の動向を関係機関と共有し、農業者の経営安定に努めてまいります。

国では、改正食料・農業・農村基本法のもと、新たな基本計画が策定され、令和7年度からの「農業構造転換集中対策期間」において、食料安全保障の確立と農業の生産力強化を目指す方針が示されております。北海道においても次期農業・農村振興計画の策定が進められており、町としては、こうした大きな流れを社会の転換期と捉え、本町農業が将来にわたり食料安全保障の一角に安定的に貢献できるよう、「第9次厚真町農業振興計画」の策定議論を通じて、豊かでしなやかな農業・農村づくりに向けた準備を進めてまいります。

生産現場においては、米価が上昇する傾向にある一方で、為替相場の影響により、原材料価格の高騰などコストプッシュ型の費用上昇が続いております。本年4月には、食料システム法に基づく適正価格形成に向けたプラットフォームが、市場の需給バランスを前提とした仕組みから、関係者による協議の場へと移行し、消費者の行動変容を促す新たな取組が始まります。

これは、食料安全保障に要するコストについて消費者の理解を求めるものであり、再生産の持続可能性を店頭価格の「見える化」によって理解促進を図る取組でもあります。そのため、信頼の醸成が重要な鍵を握ることとなります。加えて、付加価値の形成においても透明性が重要となります。独占禁

止法や下請法との関係整理を行った上で、交渉の適正化を確保するため、国、流通事業者、市場関係者、生産者、農業関係機関が総力を挙げて取り組んでいかなければなりません。町としても、生産基盤や共同利用施設の高度化に向け、必要な役割を十分に果たしてまいりたいと考えております。

消費者、生産者、流通事業者のいずれにとっても、これまでの慣行を大きく転換する取組となりますが、いずれにいたしましても、生産者が安心して再生産を継続できる制度となるよう、関係機関と連携し、必要な要望活動と現場支援に取り組んでまいります。

担い手対策につきましては、農業担い手育成センターを核とした新規就農者の育成に引き続き取り組むとともに、就農地確保が課題となっている現状を踏まえ、研修最終年から農地改良に着手できる新たな支援制度を創設し、円滑な就農と早期の経営安定化を図ってまいります。あわせて、担い手研修農場における水源の増強を進め、研修体制の充実を図ってまいります。

さらに、大規模経営化や法人化が進む中、将来の担い手となる人材の育成を目的として、「地域おこし協力隊・協働型農業支援員」を新たに委嘱し、農業法人における研修を通じて、土地利用型の独立就農や共同経営など、多様な担い手の育成に道を拓いてまいります。

有害鳥獣対策につきましては、エゾシカによる農業被害の低減に向け、捕獲体制の強化を進めるとともに、減容処理簡易施設での実証試験を開始し、将来的なジビエ流通拠点化を見据えた取組を進めてまいります。

スマート農業におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）及びGX（グリーントランスフォーメーション）の推進につきましては、ハードの進化に加え、土壌構造解析や土壌分析の蓄積など、エビデンスの活用が重要であると考えております。関係機関の取組を統合し、農業経営の効率化や環境改善に資する投資につなげてまいります。

（畜産の振興）

次に、畜産の振興について申し上げます。

本町の畜産につきましては、経営者の高齢化などを背景に畜産経営体数は

減少傾向にあり、持続性の確保が大きな課題となっております。一方、畜産業は、耕畜連携による土づくりを通じて有機資源の域内循環を支え、耕種農業のカウンターパートナーとして欠かすことのできない重要な産業であります。このため、引き続き、飼料生産基盤の拡大や生産性の向上など、酪農経営及び和牛経営の安定化と持続性の確保に資する支援に取り組んでまいります。

また、酪農・畜産経営において必須とされてきた放牧需要が減少している状況を踏まえ、町有牧野の今後の利活用意向確認を進めてきた結果、本年度の指定管理者更新期を機に、幌里牧場を廃止し、宇隆牧場へ集約することといたしました。集約に伴い必要となる施設運用の在り方につきましては、畜産業にとって必要な機能が損なわれることのないよう、引き続き指定管理者や利用者と丁寧に協議を重ねてまいります。

（農業農村整備事業）

次に、農業農村整備事業について申し上げます。

道営ほ場整備事業につきましては、幌内沢地区、上鹿沼第1地区、上鹿沼第2地区、龍神第1地区の4地区において、区画整備をはじめ、設計及び換地業務を実施してまいります。また、龍神第2地区及び厚和地区につきましては、令和9年度の採択を目指し、引き続き工事物価高騰への対応を含め、計画策定に向けた検討を進めてまいります。

下鹿沼地区につきましては、令和10年度以降の採択を見据え、土地改良区と連携しながら、地元への説明や合意形成に向けた支援を行ってまいります。

あわせて、防災重点農業用ため池整備事業として、軽舞第2貯水池の耐震対策工事に係る設計業務を引き続き実施し、農業基盤の安全性向上に努めてまいります。

（森林の再生と林業の振興）

次に、森林の再生と林業の振興について申し上げます。

森林の再生につきましては、令和3年度に策定した『胆振東部地震森林再

生実施計画』に基づき、令和8年度までを集中期間と位置づけていることから、引き続き、国及び北海道からの人材派遣を受け入れながら、関係機関の協力のもと、全力で取組を進めてまいります。

林業基盤の整備といたしましては、林業専用道約1,700メートル、森林作業道約14,000メートルの開設を進めるとともに、被害木整理21ヘクタール、植林38ヘクタールを計画しており、被災森林の再生と林業の復興に着実に取り組んでまいります。

また、豊沢地区の環境保全林エリアにつきましては、地域住民の理解を得ながら、人が自然や森林を身近に感じ、正しく親しんでいただく機会の創出を目的として、町民向けイベントの企画・実施を行うとともに、利活用の拠点となる施設整備や既存管理道の改良を進め、地域資源である魅力的な森林の活用を推進してまいります。

(野生鳥獣対策)

次に、野生鳥獣対策について申し上げます。

令和7年9月に施行された改正鳥獣保護管理法により、市街地に出没したヒグマについて、市町村長の判断で迅速な対応が可能となる「緊急銃猟制度」が創設されました。本町といたしましては、関係機関との連携のもと、制度を適切に運用できるよう、必要な体制整備を進めてまいります。

あわせて、本年度からは、DNA解析によるヒグマの個体識別に試行的に取り組めます。これにより、広域的に農業被害をもたらす個体の早期把握や、問題個体の捕獲効果を科学的に検証することが可能となることから、地域住民の安全確保と農業被害の軽減に資する取組として、着実に進めてまいります。

(水産業の振興)

次に、水産業の振興について申し上げます。

本町のシシヤモ漁につきましては、海水温の上昇などを背景とした著しい資源量の減少により、令和5年から3年連続で休漁を余儀なくされており、

漁業者にとって大変厳しい状況が続いております。関係機関による調査・分析が進められ、資源量には回復の兆しが見られるものの、漁の再開時期につきましては、なお不透明な状況にあります。

一方、本町における重要な漁業収入源であるホタテ漁につきましては、漁獲量の確保と持続可能性の両立を目指し、資源管理型漁業への投資として、令和6年度から稚貝放流を開始してまいりました。令和7年度は、稚貝購入先における大量へい死の影響により、鶴川漁業協同組合厚真支所において必要な稚貝の確保が困難となったことから、同支所自らが稚貝を育成する採苗に挑戦いたしました。

本年度は、資源回復の効果を早期かつ持続的なものとするため、稚貝放流と管理海区における稚貝採苗を組み合わせた取組を進めることとしており、本町といたしましても、こうした果敢な投資を引き続き支援してまいります。

また、本町漁業の将来を見据えた人材育成も重要な課題であります。本年度は、漁業の担い手確保に向け、地域おこし協力隊制度を活用して1名を委嘱し、厚真支所の漁業者が中心となって育成を行う体制を構築することとしており、本町としても、関係者と連携しながら全面的に支援してまいります。

(商工業の振興)

次に、商工業の振興について申し上げます。

エネルギー価格や食料品をはじめとする物価高騰は、依然として収束の兆しが見えず、コストプッシュ型インフレとも言える厳しい状況が続いております。為替相場における円安は、資源調達を輸入に依存し、サプライチェーンの空洞化が進んできた我が国の構造的課題を浮き彫りにしていると言えます。こうした状況は、国際秩序が不安定化する中において、さらなるリスクをもたらす可能性があり、資源調達のリスク分散やサプライチェーンの国内回帰、世界秩序の安定化に向け、積極的に貢献していく必要があります。

このような中、地域経済をより強固で持続的なものへと発展させていくためには、地政学的優位性を生かし、女性の社会進出、DX、GX、SDGs、環境分野など付加価値の高い事業を新たに起こしていく挑戦者を育成し、起

業者への投資を呼び込む取組を後押ししていくことが重要であります。

昨年度は、こうした厳しい経済環境の中にあっても、本町が実施する創業及び経営拡大支援制度を、過去最多となる15事業者にご活用いただきました。新年度におきましても、引き続き、起業者・事業者の意欲ある取組を商工会等と連携しながら、しっかりと支援してまいります。

なお、現下の厳しい物価高騰から、デマンドプル型インフレへと緩やかに移行していくためには、内需の拡大とジャパンプランドの再興が不可欠であります。技術力の向上や高度な品質管理、サプライチェーンの国内回帰を進めるためにも、国及び地方における積極的な投資姿勢が必要であると考えております。

また、商取引におけるキャッシュレス決済の普及が進む中、国においては、2025年までに決済比率40%とする目標を1年前倒しで達成するなど、商慣行や国民理解は着実に進展しております。本町におきましても、地域通貨である「あつまるカード」の発行枚数は約3,700枚と、高い町民普及率で活用されており、専用アプリや現金チャージ機の利用、さらにはプレミアム商品券発行時における電子マネー選択率も年々増加しております。こうした状況を踏まえ、決済手段の違いによる取引機会の損失が生じることのないよう、汎用キャッシュレス決済機器を含めた設備導入支援を実施してまいります。

あわせて、新たな顧客の獲得や販路拡大を図るため、インターネットを活用したECビジネスへの参加につきましても、引き続き支援してまいります。

(企業誘致と雇用機会の確保)

次に、企業誘致と雇用機会の確保について申し上げます。

本町では、多様化するワークスタイルに対応し、事業活動を活発に展開できる環境を整えるため、厚真地区及び上厚真地区にシェアサテライトオフィス及びリモートワークハウスを整備しており、現在、いずれも高い稼働率を維持しております。加えて、起業人材の育成に積極的に取り組んできた成果として、地域おこし協力隊の任期満了後における事業拠点として利用される

事例も増加しており、これまで進めてきた環境整備がスタートアップ支援の充実につながっているものと認識しております。

今後は、二地域居住の取組がさらに進展し、本町との関係人口の拡大が期待されることから、この流れを一層広げるため、受入施設への誘致活動の強化や管理運営の在り方について検討を進めてまいります。また、本町への立地に関心を示す企業に対しては、立地可能性の検討に資する情報提供や相談対応など、きめ細かな支援を継続してまいります。

さらに、千歳市における次世代半導体生産拠点では、令和7年に2ナノメートル半導体の試作に成功し、量産化に向けた重要な節目を迎えており、近隣地域における関連企業の進出の動きも加速しております。加えて、苫東地域において計画が進む新エネルギー生産拠点やGX関連事業と相まって、本町の地域経済に及ぼし得る潜在的な波及効果は極めて大きいものと考えております。これらの動きを好機と捉え、地域経済のさらなる発展と強靱化に向け、積極的に取り込んでまいります。

一方、少子高齢化の進行を背景として労働人口が減少する中、企業における人材確保は年々厳しさを増しております。企業の持続的な成長と事業拡大を支えるため、人材確保は喫緊の課題であることから、町内企業の求人活動に対する支援を行うとともに、DXを実装した生産性向上に資する取組についても支援してまいります。

(観光・交流のまちづくりの推進)

次に、観光・交流のまちづくりの推進について申し上げます。

大沼野営場につきましては、「P a r k - P F I」を活用した民間資本の導入により「大沼キャンプベース」としてリブランドオープンしてから1年が経過いたしました。民間主導ならではのスピード感をもって、町民優待制度の導入や新たなアクティビティの展開が進められており、本町を代表する観光拠点施設として、着実に認知度を高めております。今後も、本町が誇る豊かな自然環境を生かした魅力的な観光体験施設として、さらなる利用拡大が図られることを期待しております。

本町は、交通アクセスの利便性を背景に、ビジネス・観光のいずれの面においても訪れやすい地域であり、滞在価値を高めるためには、体験型コンテンツの充実が重要であると考えております。厚真町観光協会が実施する「震災学習プログラム」は、国土交通省の「NIPPON防災遺産」に認定されており、防災意識の向上に資する取組として高い評価を受けております。現在は教育旅行を中心に受入れを行っており、今後も内容の充実と受入体制の強化を図ってまいります。

また、企業版ふるさと納税による寄附を活用した森林を軸とした体験型プログラムの造成や、メタバース空間を活用した情報発信にも取り組んでまいりました。さらに、民間主導ではありますが、DMC（デスティネーション・マネジメント・カンパニー）の設立に向けた検討も進められており、本町が有する風土や自然の豊かさを生かした体験型学習プログラムの創出に向けた動きも加速しております。DMCには、町内で生まれつつある多様な体験型観光事業を有機的に連携させ、観光コンテンツを面的に展開することで、その潜在力を深掘りし、地域経済への波及効果を創出していく役割が期待されております。

「あつま田舎まつり」、「サーフィン大会」、「あつまルシェ」、「ランタンまつり・スターフェスタ」など、四季折々に開催されるイベントや、年間を通じて体験できる各種アクティビティを核として、町のにぎわい創出と関係人口の拡大に取り組んでまいります。

（関係人口の創出・拡大）

次に、関係人口の創出・拡大について申し上げます。

本町ではこれまで、地政学的優位性を背景に、自然環境、文化、食、産業などの地域資源を最大限に生かし、町外の人々との継続的なつながりを築いてまいりました。近年は、こうした取組をさらに進化させ、町を支える力を増やすことを目的として、「関係人口の創出・拡大」に取り組んでまいりました。サテライトオフィス等の拠点施設整備やモニターツアーの実施、ふるさと町民制度の運用などにより、まちを「訪れ」、「関わり」、「再訪」する人の

流れは、着実に広がりを見せております。

本年度は、これまで整備してきた拠点施設や各種制度、取組を総合的に束ね、関係人口を継続的な関わりである「二地域居住」へとつなげていく運営体制の構築を進めてまいります。その中核として、賛同する企業（特定居住支援法人）と町の合同出資による「(仮称)まちづくり会社」の設立を目指してまいります。

当該会社は、二地域居住関連施設の管理・運営、空き家の活用、企業等の研修や合宿の受入れ、二地域居住に積極的な町内自治会との連携などを担い、これまでの取組を「点」から「線」へ、「線」から「面」へ、さらに「循環」へと発展させることで、関係人口の創出・拡大と活躍人口の獲得を一層加速させてまいります。

関係人口の創出・拡大は、人口減少下における担い手確保と地域活力の維持に直結する施策であるとともに、人口減少と一極集中が進む我が国における新たな国土政策として位置づけられております。国が示す「地域生活圏」の考え方も踏まえ、近隣市町との連携を含む広域的なネットワークを構築しながら、交流、二地域居住、ワーケーション等を通じて町に継続的に関わる人や企業を増やし、地域課題の解決、産業振興、防災力の向上などにつながる取組を推進してまいります。

快適に暮らせるあつまを目指して

(庁舎周辺等整備)

次に、庁舎周辺等整備について申し上げます。

役場庁舎及び文化交流施設を中心とした庁舎周辺等整備につきましては、町の行政機能と交流機能の中核を担う重要な事業として、町民を中心としたワークショップ、専門家及び職員を中心とした検討会議、まちづくり委員会などの私的諮問機関、庁舎等周辺整備調査検討特別委員会、パブリックコメントなど、様々な機会を通じて基本構想から基本計画に至るまで多くのご意見を賜ってまいりました。

また、事業費の精査に伴い基本設計を変更するなど、長期間にわたり段階的に計画の修正を重ね、昨年末にDB方式により本体建設事業者を決定いたしました。本年秋には庁舎建設工事に着工する予定であります。文化交流施設につきましては、新年度当初に契約行為を実施し、庁舎建設と同時期に建設工事に着工する予定です。

さらに、青少年センターをはじめとする周辺既存施設の解体工事や、道路、上下水道などのインフラ再整備を並行して進めながら、両施設の令和9年度中の完成を目指してまいります。

なお、現時点において新たな用途が決定していない現本庁舎につきましては、引き続き、可能な限り民間事業者等からの利活用に関する提案を受け付けてまいります。有意な提案が得られない場合には、解体方法に関する実施設計に着手してまいります。

(道路・橋梁・河川の整備)

次に、道路・橋梁及び河川の整備について申し上げます。

道路・橋梁につきましては、幌内左岸線と富里線で構成する北部厚真川左岸道路の改築をはじめ、豊川共和線の舗装補修など、4路線の整備を進めてまいります。あわせて、津波避難道路として整備を予定している浜1号線及び浜3号線の詳細設計を実施するとともに、臨港大橋及び奥高橋など3橋梁の長寿命化対策に取り組んでまいります。

また、上厚真地区の共和団地周辺においては、排水機能の向上を図るため、側溝整備工事を実施してまいります。

河川につきましては、ハビウ川において、厚真川合流点から上流800メートルまでの区間のうち、325メートルについて護岸工事を実施するほか、引き続き、山間部からの土砂流入や倒木への対応として、浚渫及び除木を進め、河川氾濫リスクの軽減を図るとともに、防災・減災効果の早期発現に努めてまいります。

北海道が管理する道道につきましては、厚真浜厚真停車場線において、上厚真市街地から厚真インターチェンジ方面へ延長約1,356メートルの改

良工事が令和7年度までに完成予定となっており、令和8年度には共和2号排水路に係る横断函渠工事が予定されています。また、上幌内早来停車場線の幌内地区においては、幌内橋から厚幌ダム方面に向かう約270メートル区間で道路排水工事が予定されています。このほか、北進平取線における落石・雪崩対策工事、上厚真苫小牧線の共和橋及び厚真浜厚真停車場線の上厚真大橋における補修工事が予定されています。

さらに、二級河川につきましては、昨年度に引き続き、厚真川の二期改修事業及び入鹿別川の掘削工、築堤工などの整備が予定されており、関係機関と連携しながら治水機能の向上に取り組んでまいります。

(公園・緑地の整備復旧)

次に、公園・緑地の整備について申し上げます。

公園は、多くの町民が日常的に集い、憩いと交流を育む大切な公共空間です。引き続き、安全・安心にご利用いただけるよう、適切な維持管理に努めてまいります。

また、施設・設備の更新に当たりましては、長寿命化計画に基づき、劣化状況の早期把握と予防保全を基本とした修繕・改修を計画的に進め、将来負担の軽減とライフサイクルコストの縮減及び平準化を図ってまいります。

さらに、利用実態を踏まえた管理手法の工夫を重ねながら、公園・緑地の機能維持と快適性の向上に取り組んでまいります。

(再生可能エネルギーの活用とゼロ・カーボンの推進)

次に、再生可能エネルギーの活用とゼロ・カーボンの推進について申し上げます。

気候変動対策は世界的な課題であり、国においても、2050年カーボン・ニュートラルの実現に向けた取組が進められています。

本町におきましても、地球温暖化対策としての環境負荷の低減に加え、エネルギー価格の変動や災害時における電力確保といった課題に対応するため、再生可能エネルギーの活用と省エネルギーの取組を一体的に推進してまいり

ました。

本年度は、道内他地域では前例のないZEH（ゼロ・エネルギー・ハウス）型住宅の建築に特化した住宅地「上厚真エコ・タウン」の一部分譲開始をはじめ、公共施設群の中核施設となる新庁舎周辺整備に必要な再生可能エネルギーの供給準備、さらに、厚南会館の大規模改修を含む上厚真市街地再整備計画に基づくゼロ・カーボン化の検討など、町内におけるカーボン・ニュートラル施策の取組を加速してまいります。

現総合計画の全般に通じる主要施策として、住宅、公共施設、まちづくりの各分野において脱炭素化を図り、環境と経済、暮らしの安全・安心が調和した持続可能なまちづくりを進めてまいります。

（住環境の整備推進）

次に、住環境の整備推進について申し上げます。

民間住宅につきましては、北海道胆振東部地震で被災した住宅の復旧や耐震化への対応とともに、ゼロ・カーボンの実現に向け、省エネルギー住宅の建設や改修、再生可能エネルギー設備の導入支援を進めてまいります。特に、ゼロ・カーボン補助金は活用が好調であり、町民の皆さまの関心と行動が着実な成果につながっていることから、さらなる普及を促進してまいります。

空き家対策につきましては、活用可能な物件情報の提供や取得等への助成により、未利用資産の流動化を促進するとともに、空き家相談会の開催、所有者と利用希望者のマッチング、取得やリフォームに関する相談支援を一体的に推進してまいります。一方、老朽化が進行した空き家については、適切な管理を促しながら、特定空き家に認定した危険家屋の除却を促進し、周辺環境の保全に努めてまいります。

また、移住・定住の促進と空き家の資産価値の向上を目的とした中間管理住宅制度は2年目を迎えることから、これまでの実績と課題を検証し、物件確保から改修、入居までの手続きをより円滑にすることで、遊休資産の有効活用とともに、町内全体の資産価値の向上に資する管理の適正化につなげてまいります。

遊休公営住宅につきましては、用途変更や用途廃止などにより、ペットの飼育や幅広い所得階層に対応可能な住宅として供用を図ってまいります。

(簡易水道・公共下水道)

次に、簡易水道及び公共下水道の整備について申し上げます。

簡易水道につきましては、安定的な給水の確保と水道施設の長寿命化を図るため、上厚真市街地における老朽管の布設替えを計画的に実施してまいります。

公共下水道につきましては、ストックマネジメント計画に基づき、施設の計画的な更新を進めるとともに、新町地区における老朽管の布設替えを実施してまいります。

また、合併処理浄化槽の整備につきましては、浄化槽市町村設置整備事業を活用し、公共下水道区域外における生活排水処理の推進に取り組んでまいります。現在、町内の水洗化率は86.5%となっており、本年度も引き続き、同事業の周知・PR活動を展開し、浄化槽の設置促進を図ってまいります。

(地域公共交通の充実)

次に、地域公共交通の充実について申し上げます。

現行の「厚真町地域公共交通計画」は、令和8年度をもって計画期間の満了を迎えることから、新たに計画期間5年間の「第2次厚真町地域公共交通計画」の策定に取り組んでまいります。地域間幹線系統路線の維持・確保に努めるとともに、地域公共交通活性化協議会での議論を重ねながら、住民の利用ニーズに応じた域内交通網の充実や課題解決に向けた取組を総合的に推進してまいります。

また、デマンド交通として利用者が増加している「めぐるくん」は、高齢化が進展する中で、通院や買い物、社会参加を支える生活インフラとして、その重要性を一層増しています。次期計画の検討においては、こうした生活交通としてのフィーダー機能を基幹としながら、二地域居住や関係人口の移

動手段としての可能性についても検討を進めてまいります。

さらに、外出機会の創出や社会参加の促進など、地域幸福度 (Well-Being) の向上を図る観点から、「お出かけパス事業」との連動を進め、一定の制約はあるものの、移動の機会・権利をできる限り確保してまいります。その他の移動手段を組み合わせることにより、誰もが安心して地域の中でいきいきと暮らし続けることができる環境づくりに貢献してまいります。

(交通安全対策)

次に、交通安全対策について申し上げます。

令和8年度には、自転車の交通違反に対する反則金制度の導入や、生活道路における法定速度の引下げなど、道路交通法の大きな改正が適用されます。

本町といたしましては、こうした法改正内容の普及啓発はもとより、関係機関と連携した交通安全教育の充実を図り、町民一人ひとりの交通ルールの遵守と交通マナーの向上に努めてまいります。今後とも、交通事故のない安全で安心なまちづくりを関係機関一体となって継続してまいりますので、町民の皆さまには、引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

(DXの推進)

次に、DXの推進について申し上げます。

近年、生成AIをはじめとするデジタル技術の進展は著しく、行政サービスを含むあらゆる分野において、その活用を避けて通ることはできない状況となっています。一方で、デジタル技術は複雑な課題を内包していることから、行政の主体と住民の双方において、情報リテラシーの向上が求められています。行政サービスの提供者には、個人情報の適切な管理はもとより、サービス利用に伴うリスク管理までを担う高度なスキルが求められます。

しかしながら、今後見込まれる職員数の減少や、多様化・高度化する町民ニーズに的確に対応していくためには、デジタル技術の実装が不可欠であります。

本年度は、住民が行政サービス情報に迅速にアクセスできる手段として、

AIチャットボットの導入を進めるとともに、申請書類を自動処理するシステムの活用などにより、窓口における行政手続の迅速化を図ってまいります。また、新年度から本格化する新庁舎建設を見据え、窓口業務のワンストップ化やガバメントクラウドの活用により、職員の新たな働き方を支える環境整備を進めてまいります。

さらに、マイナンバーカードを活用し、住民票の写しなど一部の証明書を、対応する全国のコンビニエンスストア等で取得できるサービスを開始します。これにより、庁舎外での証明書取得が可能となり、町民の利便性が大きく向上するものと考えています。あわせて、庁舎の一部窓口においては、専用端末を活用した「書かない窓口」の運用を開始し、申請手続に伴う町民の負担軽減を図ってまいります。

今後は、オンライン申請の対象手続きを順次拡大し、来庁を必要としない「行かない窓口」の実現に向けた取組を進めてまいります。その際には、デジタル機器の利用に不安を感じる方への対面支援を継続しながら、住民サービスの向上と業務効率化を両立させ、誰もが安心して利用できる「ひとにやさしいDX」を推進してまいります。

(防災対策)

次に、防災対策について申し上げます。

本町は、北海道胆振東部地震の被災地として復旧・復興に取り組んできましたが、現行の復旧・復興計画が目標年度を満了した現在においても、復興はまさにこれからの段階にあります。こうした状況を踏まえ、令和8年度には、これまでの復旧・復興計画を受け継ぐ補完的な役割を果たすとともに、今後発生し得る大規模災害に備え、被災後の復旧・復興を円滑かつ的確に進めることを目的として、「事前復興まちづくり計画」を策定してまいります。

本計画は、被災前の平時から復興の基本方針や土地利用の考え方、住民参画の枠組み等を整理しておくことにより、災害発生時の迅速な意思決定と合意形成を可能とし、町民の生活再建と将来を見据えた持続可能なまちづくりを進めるための重要な基盤となるものであります。

令和7年度は、記録的な大雨や、地震に伴う津波避難対応など、相次ぐ自然災害への対応を余儀なくされました。これらの経験を通じ、日頃からの備えと地域防災力の重要性を改めて認識したところでもあります。

また、令和4年9月には、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部改正により、本町が特別強化地域に指定されました。これを踏まえ、令和6年3月に策定した各種計画に基づき、命を守るための施策をハード・ソフト両面から総合的に推進してまいります。

本年度は、浜厚真地区において整備を進めてきた津波緊急避難施設が年度末に完成する予定であり、地域住民や海岸利用者の安全確保に向けた重要な拠点として活用してまいります。あわせて、「厚真町津波防災地域づくり推進計画(第3期)」を策定し、事業者や地域住民、海岸利用者等と連携しながら、実効性の高い避難体制づくりに取り組んでまいります。

さらに、防災・減災対策を着実に進めるためには、町民の防災意識の醸成と地域コミュニティ力の向上が不可欠であります。このため、地域防災に必要な人材育成を推進し、特に災害リスクの高い地域を対象に、「地域防災支援員」を新たに配置するとともに、自主防災組織の設立支援や防災人材の育成に取り組み、自助・互助・共助・公助が連携した防災・減災対策を推進してまいります。

みんなで支えるあつまを目指して

(住民自治の推進)

次に、住民自治の推進について申し上げます。

人口減少や高齢化の進行に伴い、住民同士のつながりや地域コミュニティの担い手不足が課題となる中、地域では高齢者を中心に、身近な生活上の困りごとが顕在化しております。こうした課題に対応するため、福祉分野や民間によるコミュニティビジネスとの連携を強化するとともに、集落支援員制度を活用した地域サポーターの配置・活用の工夫など、共助・互助による地

域課題の解決力を高める新たな仕組みづくりについて、引き続き検討を進めてまいります。

住民自治の推進は、迅速で分かりやすい行政情報の提供と、町民の声を的確に把握する広聴活動によって支えられるものであります。このため、広報紙に加え、各種デジタル媒体やSNSなどを効果的に活用した情報発信を行い、町民の皆さまとの情報共有の充実に努めてまいります。

あわせて、町政懇談会や町政モニター制度などを通じて、町民の皆さまから寄せられるご意見やご提案を町政運営に反映させる取組を継続し、町民と行政が協働する住民自治のさらなる推進に努めてまいります。

(行財政運営の健全化)

次に、行財政運営の健全化について申し上げます。

胆振東部地震に係る災害関連事業である宅地耐震化推進事業や被災森林再生事業の継続的な実施に加え、庁舎周辺等整備事業、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震等を想定した防災・減災対策の強化などにより、当面の間、一定規模の臨時的な財政需要が見込まれています。

歳入面におきましては、町税収入の増額が見込まれるほか、地方交付税についても、災害復旧債や過疎債の償還に係る基準財政需要額への算入などにより、一定の増額が見込まれております。地方債につきましては、宅地耐震化推進事業、庁舎周辺等整備事業、津波避難施設整備、道路・橋梁及び河川整備などの大型事業の実施に伴い、相当額の資金調達を要する見通しであります。

歳出面におきましては、地方財政措置の講じられる災害復旧事業をはじめ、国営かんがい排水事業を含む過疎対策事業等に係る元利償還の増加により、公債費の増嵩が見込まれますが、これらの公債費等は基準財政需要額に算入されることから、主要な財政指標の推移を適切に把握・分析しながら、今後における臨時経費や投資的経費及び経常経費の負担圧力をできるだけ見える化してまいります。

さらに、災害復旧・復興は最優先課題として位置付けるとともに、庁舎周

辺等整備や道路整備などの大型事業、人口減少対策、DXの活用による地域課題の解決、ゼロ・カーボン施策の推進につきましては、将来にわたる地域振興の観点から不可欠な取組であります。一方で、限られた財源の中においては、事業の選択と集中を徹底し、費用対効果や優先順位を十分に踏まえた、より効果的かつ重点的な財政運営が求められます。

当面は、国及び北海道の支援制度を最大限に活用しつつ、本町における資産形成が現役世代と将来世代の双方にとって有益なものとなるよう、世代間負担の公平性に十分配慮しながら、持続可能で健全な行財政運営に努めてまいります。

(おわりに)

以上、令和8年度の町政執行に対する私の基本的な考え方と、主な施策の概要について申しあげました。

本年は、これからの10年に向けた新たな羅針盤となる『第5次厚真町総合計画』がスタートする節目の年でもあります。本計画は、将来の不確実性を前提としながらも、変化を恐れず、挑戦を重ねてきた厚真町の歩みを土台として、次の時代へと進むための道筋を示すものであります。

豊かな自然と生産空間、そして人の営みが調和するこのまちには、まだ十分に引き出されていない可能性が数多くあります。町民一人ひとりの挑戦や思いが重なり合い、新たな価値が生まれていく。そのプロセスを支え、後押しすることこそが、これからの町政に求められる役割であると考えております。

行政は、すべてを決める存在ではなく、町民の皆さまとともに考え、ともに育ち、ともに挑んでいく存在でありたいと考えております。その姿勢を大切にしながら、現役世代と将来世代の双方にとって誇りを持てる厚真町を築いてまいります。

町民の皆さま、そして町議会の皆さまのご理解とご協力を賜りますよう、心からお願い申しあげまして、令和8年度町政執行方針の説明といたします。